金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 別紙様式集(抄)

現行	改 正 後
現 行 (新設)	改正後 (別紙様式II-13) (日本工業規格A4) 法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者ではないにもかかわらず、金融商品取引業を行う旨の表示等を行う者に対する警告書(案) 〇〇商事株式会社 代表取締役社長 殷 〇〇財務(支)局長 印 金融商品取引業者等、金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者以外の者が、金融商品取引業を行う旨の表示をすることや、金融商品取引業を行うことを目的として金融商品取引契約の締結について勧誘することは、金融商品取引法第31条の3の2の規定により禁止されております。 今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は当該規定に違反していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。 つきましては、貴社における是正措置予定を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。 なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。
	しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

現行

(削る)

改正後

<u>(第1面)</u> OO財務(支)局

<u>(日本工業規格A4)</u>

<u>営業報告書集計表(年 月末)</u>

<u>1. 投資法人数</u> <u>社</u>

(別紙様式Ⅵ-10)

2. 投資法人の純資産の状況

前期末残高	追 加	出	出資の	払戻し	運	用	増	減	当期末残高
	出資口数	<u>出資金額</u>	<u>払戻口数</u>	<u>払戻金額</u>				,	
<u>千円</u>	ㅁ	<u>千円</u>	П	<u>千円</u>					

3. 保有有価証券等の売買状況

(1) 有価証券の売買状況

	<u>売</u>		付	買			付	<u>合</u>			計
区 分	株	数	<u>金 額</u>	株	数	<u>金</u>	額	株	数	<u>金</u>	額
株 券	=	F株	<u>百万円</u>		<u>千株</u>		百万円		千株		百万円
<u>新株予約権証券</u>											
国 債 証 券											
地方债証券											
特殊債券											
社 債 券											
(うち新株予約											
権付社債券)											
そ の 他			·								·
<u>計</u>											

現行	改正後
(2) 先物取引等の状況	
区 分 売 付 買 付 合 計	
株式に係る取引 百万円 百万円	
先物取引 債券に係る取引	
<u>その他</u>	
(3) 不動産の売買等の状況	
区 分 売 付 買 付 合 計	
<u>建 物 </u>	
賃 貸 用 土 地	
その他	
<u> </u>	
賃 貸 用 以 外 <u>土 地</u>	
(4) その他の特定資産の売買等の状況	
<u>百万円</u> <u>百万円</u> <u>百万円</u>	
4. 執行役員及び監督役員の状況	
<u>執 行 役 員</u> <u>監 督 役 員</u> <u>合 計</u>	
<u>名</u> <u>名</u> <u>名</u>	
(<u>別紙様式Ⅵ-11</u>)	(別紙様式Ⅵ—1 <u>0</u>)
(<u>別紙様式Ⅵ-12</u>)	(<u>別紙様式Ⅵ−11</u>)

現行 改正後 (別紙様式Ⅵ-13)(投資信託)(登録免許税) (日本工業規格A4) (別紙様式Ⅵ-12)(投資信託)(登録免許稅) (日本工業規格A4) 証明申請書 証明申請書 年 月 年 月 \Box $\boldsymbol{\mathsf{B}}$ 金融庁長官 殿 金融庁長官 殿 申請者 所在地 申請者 所在地 商 号(会社名) 商 号(会社名) 取締役 (氏名) 印 取締役 (氏名) 印 申請者が と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関す 申請者が と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関す る所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2第2項の規定の適用を受けた る所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2第2項の規定の適用を受けた いので、租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する事項を証する書類の交付 いので、租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する事項を証する書類の交付 を申請します。 を申請します。 添付書類:投資信託約款(写) 添付書類:投資信託約款(写) :不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるも :不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるも :不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、原本を提示すること。) :不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、原本を提示すること。) :別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の :別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の 床面積を証する書面(国土交通大臣により証明されたものに限る。) 床面積を証する書面(国土交通大臣により証明されたものに限る。) : 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 : 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 : 運用報告書(直近期) : 運用報告書(直近期) : 租税特別措置法第83条の2第2項第2号口に該当する場合は、直近期の運 : 租税特別措置法第83条の2第2項第2号口に該当する場合は、直近期の運 用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式 用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式 Ⅵ-14により作成のうえ添付すること。) Ⅵ-13により作成のうえ添付すること。) (略) (略) (別紙様式Ⅵ-13) (別紙様式Ⅵ-14)

現行

(別紙様式Ⅵ-15)(投資信託)(不動産取得税)

(日本工業規格A4)

(別紙様式Ⅵ-14)(投資信託)(不動産取得税)

(日本工業規格A4)

証明申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 所在地 商 号(会社名)

取締役 (氏名) 印

申請者が<u></u>と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条<u>第8項</u>の規定の適用を受けたいので、 地方税法施行令附則第7条第9項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類:投資信託約款(写)

: 不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)

: 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面

: 運用報告書(直近期)

:地方税法施行令附則第7条<u>第9項</u>第4号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(<u>別紙様式</u> VI-14により作成のうえ添付すること。)

証明書

1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則(以下「令附則」という。) 第7条<u>第9項</u>第1号及び第3号に掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによ るものである。

なお、当該投資信託は、同項第2号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託である。(当該投資信託が委託者非指図型投資信託である場合にあっては、「なお、当該投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託である。」と記載するものとする。)

- 2. 当該不動産の取得について、令附則第7条<u>第9項</u>第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。
- (1) 同号イに該当する割合 100分の
- (2) 同号口に該当する割合 100分の

当該不動産取得前の割合 100分の

証明申請書

改正後

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 所在地 商 号(会社名)

取締役 (氏名) 印

申請者が<u></u>と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条<u>第4項</u>の規定の適用を受けたいので、 地方税法施行令附則第7条第5項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類:投資信託約款(写)

: 不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)

: 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面

: 運用報告書(直近期)

:地方税法施行令附則第7条<u>第5項</u>第4号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(<u>別紙様式</u> VI-13により作成のうえ添付すること。)

証明書

1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則(以下「令附則」という。) 第7条<u>第5項</u>第1号及び第3号に掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによ るものである。

なお、当該投資信託は、同項第2号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託である。(当該投資信託が委託者非指図型投資信託である場合にあっては、「なお、当該投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託である。」と記載するものとする。)

- 2. 当該不動産の取得について、令附則第7条<u>第5項</u>第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。
- (1) 同号イに該当する割合 100分の
- (2) 同号口に該当する割合 100分の

当該不動産取得前の割合 100分の

現行		改 正 後
以上のとおり証明する。		以上のとおり証明する。
年 月 日 金融庁長官	00 00	年月日 金融庁長官 〇〇 〇〇
(略)	(別 紙)	(別 紙)
(<u>別紙様式Ⅵ-16</u>)(投資法人)(登録免許税) (日本工	.業規格A 4)	(<u>別紙様式VI-15</u>)(投資法人)(登録免許税) (日本工業規格A4)
証明申請書 年 〇〇財務(支)局長 殿	月 日	証明申請書 年 月 日 〇〇財務(支)局長 殿
申請者 所在地 商 号 (会社名) 取締役 (氏名) 印 申請者が と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不る所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2第3項の規定の違いので、租税特別措置法施行規則第31条の5第3項に規定する事項を証するを申請します。 添付書類:投資法人規約(写) : 不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認: 不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、原本を提示す: 別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉面積を証する書面(国土交通大臣により証明されたものに限る。) : 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 : 資産運用報告書(直近期) : 租税特別措置法第83条の2第3項第2号口に該当する場合は、直報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別14により作成のうえ添付すること。)	通用を受けた の書類の交付 できるもの) できると。) 倉庫以外の床 延期の運用	申請者 所在地 商 号 (会社名) 取締役 (氏名) 印 申請者が と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2第3項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第3項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。 添付書類:投資法人規約(写) : 不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの): 不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、原本を提示すること。):別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積を証する書面(国土交通大臣により証明されたものに限る。):資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面:資産運用報告書(直近期) : 租税特別措置法第83条の2第3項第2号口に該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式VI-13により作成のうえ添付すること。)
(略)		(略)

現行

(別紙様式Ⅵ-17)(投資法人)(不動産取得税)

(日本工業規格A4)

(別紙様式VI-16)(投資法人)(不動産取得税)

(日本工業規格A4)

証明申請書

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

申請者 住 所

商 号(投資法人名)

執行役員 (氏 名) 印

申請者が と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条<u>第9項</u>の規定の適用を受けたいので、地方税法施行令附則第7条第11項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類:投資法人規約(写)

:不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるも の)

: 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面

: 資産運用報告書(直近期)

:地方税法施行令附則第7条<u>第11項</u>第4号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式VI-14により作成のうえ添付すること。)

証明書

- 1. 本件については、申請者が地方税法施行令附則(以下「令附則」という。)第7条 第11項第1号及び第3号に掲げる要件を満たすものを取得したことによるものであ る。
- 2. 当該不動産の取得について、令附則第7条<u>第11項</u>第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。
- (1) 同号イに該当する割合 100分の
- (2) 同号口に該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の

以上のとおり証明する。

年 月 日

〇〇財務(支)局長 〇〇 〇〇

証明申請書

改正後

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

申請者 住 所

商 号(投資法人名)

執行役員 (氏 名) 印

申請者が と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条<u>第5項</u>の規定の適用を受けたいので、 地方税法施行令附則第7条第7項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類:投資法人規約(写)

: 不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)

: 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面

: 資産運用報告書(直近期)

:地方税法施行令附則第7条<u>第7項</u>第4号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式 VI-13により作成のうえ添付すること。)

証明書

- 1. 本件については、申請者が地方税法施行令附則(以下「令附則」という。)第7条 第7項第1号及び第3号に掲げる要件を満たすものを取得したことによるものである。
- 2. 当該不動産の取得について、令附則第7条<u>第7項</u>第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。
- (1) 同号イに該当する割合 100分の
- (2) 同号口に該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の

以上のとおり証明する。

年 月 日

〇〇財務(支)局長 〇〇 〇〇

	現行			改正後	
(略)		(別 紙)	(略)		(別 紙)

現行	改正後
(新設)	<u>(別紙様式IX-1)</u> <u>(日本工業規格A4)</u>
	<u>勧誘等に関して出資者に対し虚偽のことを告げる行為を行っている者に対する警告書(案)</u>
	OO株式会社 代表取締役社長 <u>殿</u>
	<u>〇〇財務(支)局長</u> <u>印</u>
	金融商品取引法第63条第4項の規定により、適格機関投資家等特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務を行う場合においては、その勧誘等に関し、顧客に対し虚偽のことを告げる行為は禁止されています。 今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は勧誘等に関し虚偽のことを告げる行為に該当すると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。 つきましては、貴社における是正措置予定を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。 なお、期限までに回答がなされない場合又は当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。 (注)金商法第39条第1項又は第2項各号に掲げる行為を行っている者等に対する警告書は、この様式に準じて作成すること。

現行	改正後
現 行(新設)	改 正後 (別紙様式区-2) (日本工業規格A 投資者保護上問題がある行為を行っている者に対する警告書(案) (〇〇株式会社
	的に記載すること。